

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書専用ダイヤルの設置について

社会保険料（国民年金保険料）については、平成 22 年所得（平成 23 年度課税）における控除の対象となり、ご自分の保険料だけでなく、家族などの保険料を支払った場合も控除の対象となります。

日本年金機構では、下記のとおり証明書をご本人の住所地（日本年金機構で登録されている住所）に送付していますが、紛失などによって確定申告の際に申告できないことがあります。

つきましては、下記のとおり専用ダイヤルを設置していますので、お気軽にお電話していただきますようよろしく申し上げます。

送付される証明書

平成 22 年 11 月発行分（証明日は平成 22 年 10 月 1 日）

- ・平成 22 年 1 月から 9 月の間に国民年金保険料を納付したものの

平成 23 年 2 月発行分（証明日は平成 23 年 1 月 1 日）

- ・平成 22 年 10 月から 12 月までに国民年金保険料を初めて納付したものの

紛失した場合の再発行について

緊急の場合を除き、東京都から郵送することになりますので、依頼から 1 週間程度必要となります。

なお、送付先は原則として日本年金機構（年金事務所）に登録されている現住所となります。

したがって、富良野税務署および南富良野町役場（総務課税務係・戸籍年金係）を送付先に指定することはできませんので、ご注意ください。

控除専用ダイヤル 0570 070 117

通話料金は一般の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は全額お客様の負担となります。

I P 電話等の方は、03 6700 1130 へお電話ください。こちらの番号の通話料金は全額お客様の負担となります。

受付期間 平成 22 年 11 月 1 日（月）から平成 23 年 3 月 15 日（火）

受付時間 ●月曜日～金曜日：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後 7 時まで受付

祝祭日、平成 22 年 12 月 29 日から平成 23 年 1 月 3 日は、ご利用いただけません。

- 第 2 土曜日：午前 9 時 30 分から午後 4 時

裁判員制度～まもなく名簿記載通知を発送します

裁判員制度は、平成 21 年 5 月 21 日から施行され、平成 22 年 5 月末までに、延べ 3,369 人の方が裁判員として裁判に参加されています。

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されるもので、平成 23 年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年 11 月中旬に名簿に登録されたことの通知（名簿記載通知）をお送りします。この通知は、来年 2 月頃から平成 24 年 2 月頃までの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前に伝え、あらかじめ心づもりをしてしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

裁判員制度にご理解とご協力をお願いします。

お問合わせは 旭川地方裁判所事務局へ

☎ 0166 51 6255

相続税又は贈与税に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について

このたび、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。

そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとしましたので、お知らせします。

これにより、平成 17 年分から平成 21 年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。

お手数をおかけしますが、必要な手続き（更生の請求または確定申告など）をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付の手続きについては、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。